

宮城県官公需価格転嫁推進本部設置要綱

(設置)

第1 物価・労務費・原材料費・エネルギーコスト等の上昇が続く中、中小事業者をはじめとした県内事業者が適正な価格転嫁を図り、持続的に事業を継続できる環境を整えることは、地域経済の持続的な発展に向けて重要な課題である。国においても、賃上げ環境整備と地域経済対策の一環として、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）を策定し、自治体における取組の加速を図ることとしている。こうした状況を踏まえ、県自らが発注者として、全庁的に価格転嫁・取引適正化に取り組むとともに、市町村の取組や中小事業者に対する支援を総合的に推進するため、宮城県官公需価格転嫁推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「加速化プラン」で定められた目標の達成に関すること。
- (2) 「加速化プラン」で定められた目標の達成に係る県内市町村の取組支援に関すること。
- (3) 価格転嫁に係る中小事業者に対する支援に関すること。
- (4) その他価格転嫁の推進のために重要な事項に関すること。

(組織等)

第3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、それぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 本部長は、推進本部の事務を総理し、会議を主宰する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 推進本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第5 推進本部に、特定の事項を調査検討するため、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループの設置、運営等については、本部長が別に定める。

(庶務)

第6 推進本部の庶務は、出納局契約課において処理する。

(委任)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

別表

宮城県官公需価格転嫁推進本部／本部員名簿

本部長	知事
副本部長	副知事
〃	副知事
本部員	公営企業管理者
〃	総務部長
〃	復興・危機管理部長
〃	企画部長
〃	環境生活部長
〃	保健福祉部長
〃	経済商工観光部長
〃	農政部長
〃	水産林政部長
〃	土木部長
〃	出納局長
〃	企業局長
〃	教育長
〃	警察本部長